**西伊豆町商工会空き家解体事業費補助金交付制度とは**

**■　空き家解体事業**

**除却工事を含む空き家解体工事に要した費用の10％に相当する額（1,000円未満切捨**

**て）。但し、30万円を上限とします。**

**１　補助対象者**

・西伊豆町内の空き家所有者であって、補助をうけようとする人及び同一世帯の全員が町

　税を滞納していないこと。

・店舗等の解体工事については、町内に店舗等を所有する会員事業者であり、町税等を滞

　納していないこと。

・補助金の交付は、同一建築物、同一申請者について１回限りです。

・補助金の交付決定以降に着工する解体工事費（税抜）で、完了後30日以内または2月末日のいずれか早い日までに実績報告を行うことが可能なもの。

**２　補助の対象外となる工事**

・外構、植木伐採のみの除却工事。

・申込時点で着手している解体工事や、補助金の交付決定前に着手しているもの。

・町等の他の補助制度を利用する工事。

**３　補助対象となる工事を行うことができる事業者**

西伊豆町商工会の会員であり、法人、または、個人事業者です。但し、町税等を滞納し

ていると対象となりません。

**４　補助金額**

解体工事費(税抜)に要した費用の10％に相当する額。但し、30万円を上限とする。

※補助金額の千円未満は切り捨てます。

※申請後、補助金額を決定します。但し、申請後に解体工事が減額となった場合は、減額後の解体工事費、また解体工事費が増額となった場合は当初の補助金額となります。（申請後の補助金額の増額はできません。）

**５　提出書類**

・空き家解体事業費補助金交付申請書（様式第1号）

・解体工事場所の位置図

・承諾書（町内施工事業者用）

・解体工事見積書の写し（解体工事内訳書必要）

・解体工事内容がわかる全体の図面など

・解体工事予定箇所の着工前の写真（解体箇所が複数ある場合は、箇所ごと提出）

**※住所、町税等の完納、所有などの補助対象要件については、町が審査します。**

**◇注意事項**

**・申請書類は、解体工事の着工前にご提出ください。着工している解体工事、完了した工事については、補助の対象外となります。**

・申請書類を審査した後に補助金交付決定通知書を交付します。解体工事は、この決定通知書が交付されてからでなければ着工できません。（書類審査には1～2週間程度かかります）

**◇申込方法**

　　　申請書は、西伊豆町商工会へ提出してください。

　※**西伊豆町商工会空き家解体事業費補助金申請受付は、**

**令和４年４月２５日（月）から令和４年５月１３日（金）まで受け付けます。**

問合せ先

西伊豆町商工会

電話番号　0558（52）0270

ＦＡＸ　0558（52）1502